

# 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター定款 (改定後)

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人なら犯罪被害者支援センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県奈良市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為により被害を受けた者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）に対して、精神的支援その他各種支援活動を行い、社会全体の犯罪被害者支援意識の高揚並びに犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、これらの者が再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、この法人の活動を通じて地域の安全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪被害者等に対する電話相談及び面接相談事業
- (2) 物品の供与又は貸与、役務の提供等の方法による犯罪被害者等に対する援助事業
- (3) 犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者が行う裁定の申請を補助する事業
- (4) 犯罪被害者等の自助グループへの支援事業
- (5) 関係機関、団体等との連携による犯罪被害者等の援助事業
- (6) 犯罪被害者等の実態に関する調査及び研究事業
- (7) 第1号から第5号までに掲げる業務に従事する者及び援助事業に従事する職員の養成及び研修事業
- (8) 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発事業
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県において行うものとする。

## 第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 この法人の事業に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

1 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、総会において定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の正会員又は賛助会員は、事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議に基づき、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において当該決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款及び規程に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する決議がなされたときは、当該会員に対し、理事会において別に定める書面で通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費を2年以上納入しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (4) 会員である団体が解散したとき。

2 前項の規定により会員の資格を喪失した場合には、既に納められた会費等及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項（種類及び開催）

第13条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

（招集）

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

（議長）

第15条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故等の支障があるときは、その総会において、出席正会員の中から議長を選出する。

（議決権）

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

2 総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使することができることとするときは、総会に出席しない正会員は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載をした議決権行使書面をこの法人に提出して行う。

3 総会に出席しない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面をこの法人に提出して、他の正会員を代理人として、その議決権を行使することができる。

（決議）

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に特別な定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第19条

に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員の中から選出された議事録署名人2名が記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 13名以上18名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、3名以内を副理事長、1名を専務理事とし、必要に応じて常務理事を置くことができる。

3 前項の理事長をもって法人法の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度ごとに4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(役員を選任)

第20条 役員は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により理事の中から選定し、理事会の決議により解職する。この場合において、理事会は、総会にこれを付議した上で、その決議の結果を参考にすることができる。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐する。

4 専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐する。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終

- のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 3 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事又は監事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程に従って報酬等を支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問及び参与)

第26条 この法人に任意の機関として、10名以内の顧問及び5名以内の参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する重要事項について、理事長の諮問に応じて、総会及び理事会に出席して意見を述べる。
- 4 参与は、この法人の事業の執行に関し、意見を述べる。
- 5 顧問及び参与の任期及び解任並びに報酬等については、第23条から第25条までの規定を準用する。

(相談役)

第26条の2 この法人に任意の機関として、若干名の相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、過去にこの法人の役員として活動経験があり被害者支援活動に見識を有する者の中から、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事長の諮問に応じて、総会及び理事会に出席して意見を述べることができる。
- 4 相談役の任期及び解任並びに報酬等については、第23条から第25条までの規定を準用する。

## 第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに総会の目的である事項の決定

- (2) 前項に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、副理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職  
(開催)

第29条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から理事長に対して、理事会の目的たる事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第33条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 会 計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成の上、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事の名簿
  - (3) 理事及び監事の報酬等の支給基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- （公益目的取得財産残額の算定）

第37条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

## 第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第38条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

（解散）

第39条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

（公告の方法）

第42条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって、前項の電子公告をすることができ

ない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第43条 この法人に、法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第11章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報公開)

第44条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会において別に定める情報公開規程による。

### (個人情報の保護)

第45条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第12章 補則

### (委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の事業を遂行するために必要な事項は、理事会において別に定めるものとする。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立登記の日に就任する理事及び監事は、別紙役員名簿記載のとおりとする。
- 4 この法人の最初の代表理事（理事長）は、西口廣宗とし、最初の業務執行理事（専務理事）は森田清司とする。

### 附 則

この定款は、平成25年6月12日から施行する。



この定款は、平成29年6月15日から施行する。

この定款は、令和元年6月14日から施行する。

## 別紙役員名簿

代表理事 「住所」奈良県生駒市新旭ヶ丘9番12号  
「氏名」西口 廣宗

- 1 理事 「氏名」西口 廣宗
- 2 理事 「氏名」森本 俊一
- 3 理事 「氏名」島本 郁子
- 4 理事 「氏名」森田 清司
- 5 理事 「氏名」秋本 譲二
- 6 理事 「氏名」永田 正利
- 7 理事 「氏名」菊池 武之祐
- 8 理事 「氏名」三木 善彦
- 9 理事 「氏名」千原 雅代
- 10 理事 「氏名」北條 正崇
- 11 理事 「氏名」宮代 トシ子
- 12 理事 「氏名」花内 益次

13 理事 「氏名」岩 本 サカエ

14 理事 「氏名」柳 谷 勝 美

1 監事 「氏名」亀 井 常 可

2 監事 「氏名」堀 川 英 幸